

## COLUMN

## ネイチャーポジティブに向けて

一般社団法人環境情報科学センター 技術顧問兼常務理事

荒井 眞一 SHINICHI ARAI

1953年生、1978年 東京大学大学院修士課程修了、環境庁入庁、環境規制、化学物質対策、環境アセスメント、地球環境問題等を担当。経済協力開発機構、厚生省水道整備課、公害等調整委員会、地球環境戦略研究機関、東京大学、国連大学、北海道大学等に出向。2014年（一社）地域循環共生社会連携協会、2020年 有限責任監査法人トーマツ、2024年同社退職、2015年から現職、2024年からJWセンター監事



生物の年間絶滅種数は地球限界を大幅に超える等生態系の劣化は危機的であるとプラネタリーヘルスチェックレポート2025は指摘している。そして世界のGDPの半分以上が大きく依存し、社会・経済の繁栄、幸福を支えている自然資本への影響が危惧されている。この原因として開発等土地利用の変化や気候変動等の直接要因と社会や経済の変化等の間接要因が指摘されており、従来からの自然保護対策のみでは不十分で、サーキュラーエコノミー等と連携した社会全体の転換が不可欠となっている。

このため生物多様性の損失を止め反転させて、自然を回復軌道に乗せるための「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が喫緊の課題となっている。生物多様性条約に基づく昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）では、ネイチャーポジティブの実現を2030年のミッションとし、生物多様性の主流化やビジネスの影響評価・情報開示及び持続可能な消費等を推進している。我が国では生物多様性国家戦略2023-2030でネイチャーポジティブの実現に向けて30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全）等を掲げて、国立公園等の保護地域や自然共生サイト等の「その他の保全地域（OECM）」の拡大等を図っており、産業廃棄物処理場内のビオトープを自然共生サイトとしている例もある。

ネイチャーポジティブの実現には、日常生活や事業活動の中で、生物多様性に配慮し、生物多様性を損なうような行動を取らないことの「当たり前化」（生物多様性

の主流化）のために、自治体、NPO等との協業を通じて企業や消費者行動を変容していくこと、そして、経済活動を通じて生態系を健全な状態にする「ネイチャーポジティブ経済」に移行することが重要である。このため、環境省等では企業に向けて移行戦略を策定し、ビジネス機会の紹介や「移行」の要点、情報開示の支援策の整理を行い、生物多様性への配慮が企業価値の向上等につながることを示している。また、企業にはSBTN（自然に関する目標設定ネットワーク）によるガイダンスに基づき目標を定め、あるいはTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に基づく自社のバリューチェーンを含めた自然資本の依存によるリスクと機会を財務影響と結び付けて分析・公開するような自主的な取組が推奨されている。

環境情報科学センターでは、主に社会人会員を対象として業務への知見の活用やアカデミックキャリアの展開等のための機会となる交流・研究会を開催しており、2025年度には「ネイチャーポジティブに向けての対応の推進」をテーマとした。4回の講演会で毎回約20名の参加者が「ネイチャーポジティブと企業活動」、気候影響と自然資本保全を統合した取組等の「先進的な企業の具体例」について、環境省等の専門家の講義を受けた。参加者からは、自社の操業に係る場所の自然資本についての測定・価値付けの方法について等熱心な質問があり、好評であった。2026年度は同テーマについて掘り下げて学ぶ交流・研究会の開催を計画しており、社会人に活用していただくことを期待している。